

！！兄弟姉妹がいる場合、1人ずつ申請が必要です！！

※令和8年7月まで認定を受けている人は改めて申請する必要ありません。

※令和8年度入学者で入学準備金の認定を受けている人も申請する必要はありません。

# 就学援助制度のお知らせ

経済的な援助を必要とする保護者に、学用品費や校外活動費の支給を行っています。



## 1. 就学援助の認定・支給を受けることができる人

対象:(1)~(3)全ての要件に該当する人

- (1) 三田市に住民票がある
- (2) 三田市立の小学校・中学校・特別支援学校(高等部を除く)に在籍する児童生徒と同居する保護者である
- (3) 下記のAからCのいずれかに該当する
  - A) 生活保護を受けている

B) 令和6年1月から令和6年12月までの合計所得金額の合計が下記の基準金額以下である

世帯人数	2人	3人	4人	5人	1人増える毎に加算
ひとり親家庭	1,905,000円	2,308,000円	2,811,000円	3,137,000円	563,000円
それ以外	1,905,000円	2,084,000円	2,523,000円	2,817,000円	535,000円

- ・ 合計所得金額の合計…住民基本台帳上の世帯全員の合計所得金額を合計したもの。  
※単身赴任等で生計同一の人や住民基本台帳上の世帯が同一で生計を別にする人がいる場合は加除
- ・ ひとり親家庭…母子家庭等医療費を受給していない場合は、戸籍謄本の写しを添付してください。添付が無い場合はそれ以外の基準額で審査します。
- ・ 心身に障害のある人と同居…「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者手帳」のいずれかを所持する人1人あたり276,000円を上記に加算します。いずれかの手帳をコピーし添付してください(有効期限がある場合は期限が分かるページ)。添付が無い場合は加算しません。

C) その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある

DVなどの特別な事情で住民票は他市にあるが三田市に居住している人は、事前にご相談ください。

## 2. 支給期間

認定を受けた月の初日から令和8年7月31日まで

※支給期間内であっても、要件に該当しなくなった場合は認定を取消し、支給を終了します。


## 3. 申請期限

随時受付。

※新小学1年生、新中学1年生で新入学児童生徒学用品費の支給を希望する人は4月30日までに申請してください(郵送の場合は当日消印有効)。

#### 4. 申請方法

審査、支給のために、三田市教育委員会が職権で住民基本台帳、住民税課税台帳および生活保護等各種扶助費の受給状況などを閲覧することを承諾のうえ申請してください。

 <p>電子申請</p>	<p><a href="https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/1081350">https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/1081350</a></p> <ul style="list-style-type: none"><li>添付書類のある人もフォームから申請できます。写真に撮って添付してください。</li><li>メールで連絡することがあります。審査結果が届くまでは必ずご確認ください。</li><li>複数回送信した場合は新しい送信日時のデータで審査するため、認定・支給開始が遅くなる場合があります</li></ul>
<p>紙の申請</p>	<p>申請書は学校、学校教育課で配布。ホームページからもダウンロードできます。提出は、学校か学校教育課へ持参または郵送。</p>



#### 5. 留意事項

- 虚偽の申請、その他不正な手段による認定が判明した場合は、認定を取消し、支給を終了します。なお、既に支給した就学援助費を返還請求する場合があります。

#### 6. よくある質問

Q1 いつ結果が分かりますか？

A1 申請書を受付した月の翌月に認定結果を郵送する予定です(支給は申請書を受付した月に遡ります)。  
例) 4月に申請書を提出。決定は5月、支給対象は4月から。

Q2 学年が変わったり、小学校から中学校へ進学したりするときにも改めて申請が必要ですか？

A2 就学援助の認定期間は8月～7月の1年間です。  
4月に学年が変わるとき・小学校から中学校へ進学するときに申請しなおす必要はありません。

Q3 兄弟姉妹がいます。申請はそれぞれに必要ですか？

A3 子ども1人につき1回の申請が必要です。

Q4 学校徴収金は免除になりますか？

A4 学校徴収金を免除する制度ではありません。月々の学校徴収金は必ず支払ってください。  
未納がある場合は就学援助費を未納金に充当する場合があります。

Q5 令和7年の1月1日には三田市に住んでいませんでした。

A5 令和7年1月1日時点で居住していた市区町村が発行する「令和7年度市民税・県民税所得・課税証明書」を提出してください。発行方法は市区町村に問い合わせください。  
収入の有無に関わらず全員分の提出が必要です(児童生徒で収入がない場合を除く)。



#### 問い合わせ

三田市教育委員会 学校教育課 学務係  
〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 南分館4階  
TEL 079-559-5136  
問い合わせフォーム <https://logoform.jp/f/5zpjN>



## 支給一覧表

各基準日に就学援助の対象となっている人に支給します。

※生活保護の教育扶助を受けている人は、生活保護の教育扶助の対象外である修学旅行費のみ支給します。

就学援助費目	基準日	金額等	時期・方法	
学用品費・ 通学用品費	毎月1日	小学校1年生 970円/月 小学校2～6年生 1,159円/月 中学校1年生 1,895円/月【注1】 中学校2～3年生 2,084円/月【注1】	11月 3月 7月 【注2】	口座振込
新入学児童生徒 学用品費 (令和8年度入学) ※入学準備金を受 給した人は対象外	4月1日	小学校1年生 57,060円 中学校1年生 63,000円	5月	口座振込
校外活動費	校外活動日	小学校 宿泊なし 1,600円【注3】 小学校 宿泊あり 3,690円【注3】 中学校 宿泊なし 2,310円【注3】 中学校 宿泊あり 6,210円【注3】	随時	口座振込
修学旅行費	修学旅行日	小学校6年生 実費 中学校3年生 実費	随時	口座振込
学校給食費	毎月1日	※中学校給食費は令和7年4月、小学校給食費は令 和8年4月から無料化されたため、支給対象外		

【注1】 通学用ヘルメットを新規購入した場合は、「学用品費・通学用品費」に通学用ヘルメット購入費として1,000円を加算して支給します。(中学校のみ)

【注2】 学用品費・通学用品費は、4か月分ずつ支給します。  
8～11月分＝11月支給、12～翌3月分＝翌3月支給、翌4～翌7月分＝翌7月支給

【注3】 校外活動費は、表の金額を上限に宿泊なしまたは宿泊ありのいずれか1回の実費を支給。

## 申請が必要なもの

医療費	毎月1日	※令和7年10月から無料化されたため、支給対象外		
オンライン学習通信 環境整備支援費	【注4】	転入・転居者 12,000円 令和8年度 新小学校1年生 12,000円	随時 【注4】	口座振込

【注4】 以下①～③全ての要件に該当する人に1回線につき1回限り支給します。

- ① 新小1/令和7年11月1日から令和8年7月31日までの間  
または  
小中学校の転入・転居者/転居の日(住民票異動日)から転居の日以後1月を経過した日の間にオンライン学習のための通信回線の継続的な利用を開始した人  
※ 通信回線の契約名義人は、就学援助の認定の審査で生計を同一にすると認定された人に限る
- ② 新小1/令和8年4月1日  
または  
小中学校の転入・転居者/転居の日以後1月を経過した日に就学援助の支給対象となっている人
- ③ 新小1/令和8年7月31日  
または  
小中学校の転入・転居者/転居の日以後2月を経過した日までに①に該当することが確認できる書類を三田市教育委員会に提出した人。  
※通信回線の契約内容確認画面を印刷した書類等。郵送可